

ときめきメモリアル

最三判130213

メモ리카ードの使用はゲームソフトの同一性保持権を侵害

・ゲームを行う主人公(プレイヤー)が架空の高校生となって、設定された登場人物の中からあこがれの女生徒を選択し、卒業式当日、この女生徒から愛の告白を受けられることを目指して、3年間の勉学や出来事、行事等を通して愛の告白を受けるのにふさわしい能力を備えるための努力を積み重ねるといった内容の**恋愛シミュレーションゲーム**

パラメータの数値により女生徒から愛の告白を受けられることができるか否かが決定され、そのストーリーは、一定の条件下に一定の範囲内で展開

・**メモリーカード**の使用によって、設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに、ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらす

専らゲームソフトの改変のみを目的とするメモリーカードを輸入、販売し、他人の使用を意図して流通に置くことは、他人の使用によるゲームソフトの**同一性保持権**の侵害を惹起したものとして、**不法行為に基づく損害賠償責任を負う**

